

経営実務法研究

第15号 括刷

日本経営実務法学会

家事審判法から家事事件手続法へ

朝日大学大学院法学研究科教授

平田勇人

家事審判法から家事事件手続法へ

朝日大学大学院法学研究科教授 平田 勇人

1. はじめに

日本の調停制度は、大正11年10月1日の借地借家調停法に基づく借地借家調停から始まり、裁判所調停制度は平成24年で90周年を迎えた。調停制度が発足以来、家庭内の争いを解決するための人事調停制度など、紛争に応じた調停制度が設けられてきた。そして、昭和23年に家事調停制度が設けられ、様々な争いが調停によって解決できるようになった。

こうした歴史的背景の下で、家事事件手続を国民が利用しやすく、社会に適合した内容にするため、管轄、当事者と代理人、家事審判と家事調停の手続、不服申立て等の手続を整備し、参加、記録の閲覧謄写、陳述の聴取等、手続保障に関する規定を充実するとともに、電話会議システムの利用、高等裁判所における調停等、家事事件手続の利便性の向上のために諸制度が新設された。

現在、家庭裁判所では、夫婦関係・親子関係の紛争等の家事事件について調停や審判、非行を犯した少年の事件についての審判が行われている。家族関係の紛争を通常の訴訟手続に委ねると、法的判断が優先されるため、公開の法廷で感情的な対立が一刀両断に処理され、当事者間にしこりを残しかねない（Win-Lose の解決）。家族関係の紛争は、家族の感情的対立がその背景にあるため、法的に判断するだけでなく、相互の感情的対立を解消することも等しく求められる。事実、家庭裁判所には家裁調査官が配属され、事実調査や人間関係の調整が行われており、こうした総合力をもって、紛争の背景にある諸原因を探り出し、家族関係の様々な問題を当事者双方の互譲によって円満解決することを重視し、事案に応じた適切な措置を講じ、将来を見越した解決を図るという理念に基づいて紛争解決に当たっている（Win-Win の解決）。

このように家族関係の紛争は、家庭裁判所が非公開の手続で、しかも職権主義の下で、具体的妥当性を図りながら処理することができる仕組みになっている。家庭裁判所は後見的な見地から、紛争解決に当たって、プライバシーに配慮しつつ柔軟な解決を目指してきた。ただ、調停前置主義（人事訴訟にいきなり進むのではなく、まず家事調停を行なって話し合う仕組み）となっているため、家庭裁判所の家事調停が不調に終わり、改めて人事訴訟によって解決したい場合に、これまで家庭裁判所ではなく地方裁判所に訴訟を起こさなければならない等の問題もあった。

しかし、平成16年から人事訴訟法の施行に伴い、夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟についても家庭裁判所の管轄になり、家事調停と人事訴訟は家庭裁判所に一本化されたのである。さらに家庭裁判所では、関連請求の併合（人訴17条：人事訴訟に関連する損害賠償請求の審理が、家庭裁判所でできる）や附帯処分（人訴32条：離婚訴訟において、子の監護者を指定したり、財産分与を決めたり、あるいは養育料の支払いなどについても併せて裁判を行なう

ことができる）も1つの訴訟で同時に審理可能になった。また本稿執筆現在、家事審判法から家事事件手続法（平成25年に施行予定）へと移行する過渡期にあるため、家事審判や家事調停の申立書の書式・内容は今後の裁判所の動向を見極めなければならない。特に改正法の施行により、申立書の写しを相手方に対して送付することになるに伴い、最高裁において申立書の書式を統一することが検討されており、事件類型ごとに書式が作られると思われる（本稿執筆時現在）。

2. 家族関係紛争に関する手続法の動向と家事事件手続法の構成

家族や親族の身分に関する訴訟についての手続である「人事訴訟手続法」（明治31年法律第13号）が改廃され、新法として「人事訴訟法」（平成15年法律第109号）が、平成16年4月1日より施行されている。また、「非訟事件手続法」（平成23年法律第51号）及び「家事事件手続法」（平成23年法律第52号）が、「非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成23年法律第53号）とともに、平成23年5月19日に成立し、平成25年に施行が予定されている。改正前の「非訟事件手続法」（明治31年法律第14号）及び「家事審判法」（昭和22年法律第152号）は表現が難解で、現代的な状況に対応していなかったが、今回の改正で国民が利用しやすく、現代社会に適合した内容になった。この家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法は廃止されることになったのである。以下、家事事件手続法の構造が概観できるようにまとめてみた。

A. 総則（家事事件手続法第1編）

- (a) 通則（第1章）：法律の趣旨等：法律の趣旨（1条）、裁判所及び当事者の責務（2条）、最高裁判所規則への委任に関する規定（3条）。
- (b) 管轄（第2章）：管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所（4条）、優先管轄（5条）、管轄裁判所の指定（6条）、管轄権を有する家庭裁判所の特例（7条）、管轄の標準時（8条）、移送等に関する規定（9条）。
- (c) 裁判所職員の除斥及び忌避（第3章）：裁判官の除斥（10条）、裁判官の忌避（11条）、除斥又は忌避の裁判及び手続の停止（12条）、裁判所書記官等の除斥及び忌避（13条）、参与員の除斥及び忌避（14条）、家事調停官の除斥及び忌避（15条）、家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥に関する規定（16条）。
- (d) 当事者能力及び手続行為能力（第4章）：当事者能力及び手続行為能力の原則等（17条）、未成年者及び成年被後見人の法定代理人（18条）、特別代理人（19条）、法定代理権の消滅の通知（20条）、法人の代表者等への準用に関する規定（21条）。
- (e) 手続代理人及び補佐人（第5章）：手続代理人の資格（22条）、裁判長による手続代理人の選任等（23条）、手続代理人の代理権の範囲（24条）、手続代理人の代理権の消滅の通知（25条）、手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用（26条）、補佐人に関する規定（27条）。

(f) 手続費用（第6章）：手続費用の負担（28条）、手続費用の負担の裁判等（29条）、手続費用の立替え（30条）、手続費用に関する民事訴訟法の準用等（31条）、手続上の救助に関する規定（32条）。

(g) 家事事件の審理等（第7章）：手続の非公開（33条）、期日及び期間（34条）、手続の併合等（35条）、送達及び手続の中止（36条）、裁判所書記官の処分に対する異議に関する規定（37条）。

(h) 電子情報処理組織による申立て等（第8章）：民事訴訟法の規定（民訴132条の10第1項から第5項）の準用等に関する規定（38条）。

B. 家事審判に関する手続（家事事件手続法第2編）

B-1. 総則（第1章）

- (a) 家事審判の手続（第1節）
 - ⟨1⟩ 家事審判の手続の通則（第1款）として、審判事項（39条）、参与員（40条）、当事者参加（41条）、利害関係参加（42条）、手続からの排除（43条）、法令により手続を続行すべき者による受継（44条）、他の申立権者による受継（45条）、調書の作成等（46条）、記録の閲覧等（47条）、検察官に対する通知に関する規定（48条）。
 - ⟨2⟩ 家事審判の申立て（第2款）について、申立ての方式等（49条）、申立ての変更に関する規定（50条）。
 - ⟨3⟩ 家事審判の手続の期日（第3款）について、事件の関係人の呼出し（51条）、裁判長の手続指揮権（52条）、受命裁判官による手続（53条）、音声の送受信による通話の方法による手続（54条）、通訳人の立会い等その他の措置に関する規定（55条）。
 - ⟨4⟩ 事実の調査及び証拠調べ（第4款）について、事実の調査及び証拠調べ等（56条）、疎明（57条）、家庭裁判所調査官による事実の調査（58条）、家庭裁判所調査官の期日への立会い等（59条）、裁判所技官による診断等（60条）、事実の調査の嘱託等（61条）、調査の嘱託等（62条）、事実の調査の通知（63条）、証拠調べに関する規定（64条）。
 - ⟨5⟩ 家事審判の手続における子の意思の把握等（第5款）に関する規定（65条）。
 - ⟨6⟩ 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第6款）として、合意管轄（66条）、家事審判の申立書の写しの送付等（67条）、陳述の聴取（68条）、審問の期日（69条）、事実の調査の通知（70条）、審理の終結（71条）、審判日に関する規定（72条）。
 - ⟨7⟩ 家庭裁判所の審判等（第7款）について、審判（73条）、審判の告知及び効力の発生等（74条）、審判の執行力（75条）、審判の方式及び審判書（76条）、更正決定（77条）、審判の取消し又は変更（78条）、審判に関する民事訴訟法の準用（79条）、中間決定（80条）、審判以外の裁判に関する規定（81条）。
 - ⟨8⟩ 取下げによる事件の終了（第8款）について、家事審判の申立ての取下げ（82

条)、家事審判の申立ての取下げの擬制に関する規定(83条)。

〈9〉 高等裁判所が第一審として行う手続き(第9款)について、家事審判の手続の規定の適用関係に関する規定(84条)。

(b) 不服申立て(第2節)

〈1〉 審判に対する不服申立て(第1款)について、即時抗告(第1目)では、即時抗告をすることができる審判(85条)、即時抗告期間(86条)、即時抗告の提起の方式等(87条)の規定がある。特別抗告(第2日)では、特別抗告をすることができる裁判等(94条)、原裁判の執行停止(95条)等の規定がある。許可抗告(第3目)では、許可抗告をすることができる裁判等(97条)に関する規定がある。

〈2〉 審判以外の裁判に対する不服申立て(第2款)について、不服申立ての対象(99条)、受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議(100条)、即時抗告期間等(101条)、審判に対する不服申立ての規定の準用に関する規定(102条)。

(c) 再審(第3節)

再審(103条)、執行停止の裁判(104条)に関する規定がある。

(d) 審判前の保全処分(第4節)

審判前の保全処分(105条)、審判前の保全処分の申立て等(106条)、陳述の聴取(107条)、記録の閲覧等(108条)、審判(109条)、即時抗告(110条)、即時抗告に伴う執行停止(111条)、審判前の保全処分の取消し(112条)、即時抗告等(113条)、調書の作成(114条)、民事保全法の準用に関する規定(115条)。

(e) 戸籍の記載等の嘱託(第5節)

戸籍の記載又は後見登記の嘱託に関する規定(116条)。

B-2. 家事審判事件(第2章)

(a) 成年後見に関する審判事件(第1節)

管轄(117条)、手続行為能力(118条)、成年後見の事務の監督(124条)、後見開始の審判事件を本案とする保全処分(126条)等の規定。

(b) 保佐に関する審判事件(第2節)

手続行為能力(129条)、陳述及び意見の聴取(130条)、審判の告知(131条)、保佐人の解任の審判事件等を本案とする保全処分(135条)等の規定。

(c) 補助に関する審判事件(第3節)

精神の状況に関する意見の聴取(138条)、即時抗告(141条)、補助開始の審判事件を本案とする保全処分(143条)等の規定。

(d) 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(第4節)

管轄(145条)、管理人の改任等(146条)、処分の取消し(147条)。

(e) 失踪の宣告に関する審判事件(第5節)

〈1〉 失踪の宣告の審判事件(第1款)について、管轄等が規定されている(148条)。

〈2〉 失踪の宣告の取消しの審判事件(第2款)について、管轄や即時抗告等が規定さ

れている(149条)。

(f) 婚姻等に関する審判事件(第6節)

管轄(150条)、手続行為能力(151条)、陳述の聴取(152条)、共有財産の分割(155条)等が規定されている。

(g) 親子に関する審判事件(第7節)

〈1〉 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(第1款)について、管轄や即時抗告等が規定されている(159条)。

〈2〉 子の氏の変更についての許可の審判事件(第2款)について、管轄や即時抗告等が規定されている(160条)。

〈3〉 養子縁組をするについての許可の審判事件(第3款)について、管轄や、陳述の聴取、即時抗告等が規定されている(161条)。

〈4〉 死後離縁をするについての許可の審判事件(第4款)について、管轄や即時抗告等が規定されている(162条)。

〈5〉 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第5款)について、管轄や引渡命令、即時抗告等が規定されている(163条)。

〈6〉 特別養子縁組に関する審判事件について、特別養子縁組の成立の審判事件(164条)、特別養子縁組の離縁の審判事件(165条)、特別養子縁組の成立の審判事件等を本案とする保全処分(166条)。

(h) 親権に関する審判事件(第8節)

管轄(167条)、手続行為能力(168条)、陳述の聴取(169条)、親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分(175条)等が規定されている。

(i) 未成年後見に関する審判事件(第9節)

管轄(176条)、手続行為能力(177条)、陳述及び意見の聴取(178条)、成年後見に関する審判事件の規定の準用(180条)等が規定されている。

(j) 扶養に関する審判事件(第10節)

管轄(182条)、申立ての特則(183条)、陳述の聴取(184条)、給付命令(185条)等が規定されている。

(k) 推定相続人の廃除に関する審判事件(第11節)

推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件(188条)、遺産の管理に関する処分の審判事件(189条)。

(l) 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第12節)

管轄や即時抗告等が規定されている(190条)。

(m) 遺産の分割に関する審判事件(第13節)

管轄(191条)、手続の併合等(192条)、遺産の換価を命ずる裁判(194条)、債務を負担させる方法による遺産の分割(195条)等が規定されている。

(n) 相続の承認及び放棄に関する審判事件(第14節)

管轄や、相続財産の管理人の選任、即時抗告について規定されている（201条）。

(o) 財産分離に関する審判事件（第15節）
管轄や、即時抗告について規定されている（202条）。

(p) 相続人の不存在に関する審判事件（第16節）
管轄（203条）、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判（204条）、相続財産の換価を命ずる裁判（207条）、管理者の改任等に関する規定の準用（208条）等が規定されている。

(q) 遺言に関する審判事件（第17節）
管轄（209条）、調書の作成（211条）、審判の告知（213条）等が規定されている。

(r) 遺留分に関する審判事件（第18節）
管轄や、即時抗告について規定されている（216条）。

(s) 任意後見契約法に規定する審判事件（第19節）
管轄（217条）、精神の状況に関する意見の聴取（219条）、任意後見監督人の事務の調査（224条）等が規定されている。

(t) 戸籍法に規定する審判事件（第20節）
管轄（226条）、手続行為能力（227条）、事件係属の通知（228条）等が規定されている。

(u) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件（第21節）
管轄や、即時抗告等について規定されている（232条）。

(v) 厚生年金保険法等に規定する審判事件（第22節）
管轄や、即時抗告等について規定されている（233条）。

(w) 児童福祉法に規定する審判事件（第23節）
管轄（234条）、陳述及び意見の聴取（236条）、都道府県の措置についての承認の審判事件を本案とする保全処分（239条）等が規定されている。

(x) 生活保護法等に規定する審判事件（第24節）
管轄や、即時抗告等について規定されている（240条）。

(y) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件（第25節）
管轄や、意見の聴取、即時抗告等について規定されている（241条）。

(z) 破産法に規定する審判事件（第26節）
管轄や、即時抗告等について規定されている（242条）。

(zz) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第27節）
管轄や、即時抗告等について規定されている（243条）。

C. 家事調停に関する手続（家事事件手続法第3編）

C-1. 総則（第1章）

(a) 通則（第1節）として、調停事項等（244条）、管轄等（245条）、移送（246条）、調停機関（247条）、調停委員会（248条）、家事調停委員（249条）、家事調停官の任命等（250条）、家事調停官の権限等（251条）、手続行為能力（252条）、調書の作成（253条）、記録の

閲覧等に関する規定（254条）。

(b) 家事調停の申立て等（第2節）として、家事調停の申立て（255条）、家事調停の申立書の写しの送付等（256条）、調停前置主義に関する規定（257条）。

(c) 家事調停の手続（第3節）について、家事審判の手続の規定の準用等（258条）、調停委員会が行う家事調停の手続の指揮（259条）、調停委員会等の権限（260条）、調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等（261条）、家事調停委員による事実の調査（262条）、意見の聴取の嘱託（263条）、家事調停委員の専門的意見の聴取（264条）、調停の場所（265条）、調停前の処分（266条）、裁判官のみで行う家事調停の手続に関する規定（267条）。

(d) 調停の成立（第4節）について、調停の成立及び効力（268条）、調停調書の更正決定（269条）、調停条項案の書面による受諾に関する規定（270条）。

(e) 調停の成立によらない事件の終了（第5節）について、調停をしない場合の事件の終了（271条）、調停の不成立の場合の事件の終了（272条）、家事調停の申立ての取下げに関する規定（273条）。

(f) 付調停等（第6節）について、付調停（274条）、訴訟手続及び家事審判の手続の中止（275条）、訴えの取下げの擬制等に関する規定（276条）。

C-2. 合意に相当する審判（第2章）

合意に相当する審判について、その対象及び要件（277条）、申立ての取下げの制限（278条）、異議の申立て（279条）、異議の申立てに対する審判等（280条）、合意に相当する審判の効力（281条）、婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則（282条）、申立人の死亡により事件が終了した場合の特則に関する規定（283条）。

C-3. 調停に代わる審判（第3章）

調停に代わる審判について、その対象及び要件（284条）、調停に代わる審判の特則（285条）、異議の申立て等（286条）、調停に代わる審判の効力に関する規定（287条）。

C-4. 不服申立て等（第4章）

家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審に関する規定（288条）。

D. 履行の確保（家事事件手続法第4編）

義務を定める審判をした家庭裁判所等は、審判で定められた義務の履行状況の調査及び履行の勧告をすることができる（289条）とされ、また、審判で定められた財産上の給付を目的とする義務の履行を命ぜる審判をすることができる（290条）とする規定が設けられた。

E. 罰則（家事事件手続法第5編）

罰則について、過料の裁判の執行等（291条）、人の秘密を漏らす罪（292条）、評議の秘密を漏らす罪（293条）の規定が設けられた。

3. 家族関係をめぐる紛争の事件類型

A. 家事審判法における事件分類

まず、家事審判手続は、甲類と乙類の2種類に分類されてきた。甲類は、家庭裁判所が後見的な立場から関与する事件で、申立てに対して家庭裁判所がその許否を判断するものである。甲類の具体例として、子の氏の変更の許可、相続放棄、失踪宣告、名の変更許可、後見開始、養子縁組の許可、遺言書の検認等がある。乙類は、当事者間に利害関係の対立がある事件で、第1次的には当事者間の話し合いによる解決が期待できる事件類型であるが、解決に至らない場合に審判手続に移行することも少なくない（このことに関して、「訴え」提起では調停前置主義が採られているが、乙類「審判」事件では調停前置主義が採られていない）。乙類の具体例として、養育費の支払いを含む子の監護者の指定に関するもの、親権者の指定又は変更、遺産分割、年金分割、婚姻費用分担等がある。

他方、家事調停手続はADR（裁判外紛争解決制度）であり、当事者が合意に達することが解決の前提となる。家事審判法11条によれば、乙類審判事件はいつでも調停に付すことができると定めているため、たとえ審判が申し立てられても、家庭裁判所の判断で調停手続が始まることがある。家庭裁判所が扱う調停事件は、(ア)乙類調停事件、(イ)特殊調停、(ウ)一般調停事件、に分類できる。(ア)乙類調停事件（争いのある事件）には、親権者の変更、子の監護に関する処分（養育料・面接交渉等）、遺産分割、婚姻費用の分担などがあり、当事者間の話し合いによる解決が期待され、主に調停として扱われるが、審判として扱うこともできる。合意が成立して調停調書に記載された場合、確定した審判と同一効力がある。調停不成立の場合は、自動的に審判手続が開始される。(イ)特殊調停には、協議離婚の無効確認、親子関係の不存在確認、嫡出否認、認知などがある。当事者間に争いがない場合は、調停成立に代えて家事審判法23条に基づく23条審判が行われる。合意に相当する審判が確定すると確定判決と同一効力が認められる。調停不成立の場合、審判には移行せず、改めて家庭裁判所に人事訴訟を提起する必要がある。(ウ)一般調停とは、家庭に関する紛争等の事件のうち、乙類調停と特殊調停を除いた事件をいう（離婚や夫婦関係の円満調整などが代表例）。合意が成立し調停調書に記載された場合、確定した判決と同一効力が認められる。調停不成立となった場合、改めて訴訟を提起する必要がある。

前述したように、特殊調停事件や一般調停事件において調停不成立の場合は、審判には移行せず訴訟を提起することができる。ただ、離婚、離縁等の調停事件においては、家庭裁判所が審判の形で解決する方が相当だと判断した場合は、家事審判法24条に基づいて、24条審判がなされる。この24条審判に対して、2週間以内に異議申立てがなく確定した場合は確定判決と同一効力を認められる（異議申立てがあれば、24条審判はその効力を失う）。

B. 家事事件手続法における事件分類

ところで、新法である家事事件手続法では、甲類と乙類事件の種別が、それぞれ別表第一、別表第二に整理された。別表第一では、家事審判事件として、成年後見、保佐、補助、不在

者の財産の管理、失踪の宣告、婚姻等、親子、親権、未成年後見、扶養、推定相続人の廃除、相続の承認及び放棄、財産分離、相続人の不存在、遺言、遺留分、任意後見契約法、戸籍法、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律、児童福祉法、生活保護法等、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、破産法、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、に分類されている。そして別表第二では、婚姻等、親子、親権、扶養、相続、遺産の分割、厚生年金保険法等、生活保護法等、に分類されている。

概ね、別表第一は甲類、別表第二は乙類に対応するとも言えるが、従来と種別変更になっているものや、表現が異なるところもあるため、今後の実務の動向を見極めて行きたいと考えている。

4. まとめ

非訟事件手続法は、国民が利用しやすく現代社会に適合させるため、管轄（当事者による移送申立権（非訟10条①で民訴16条準用）、遅滞を避けるための移送（非訟6条但書））、当事者及び代理人、審理及び裁判の手続（処分権主義の制限、職権探知主義（非訟49条①）、非公開主義（非訟30条）、簡易迅速主義（非訟13条⑤、46条・47条、56条①②③、57条①但書、71条・72条①）、通常の不服申立方法を即時抗告に一本化（非訟66条・79条）、再抗告・特別抗告・許可抗告・再審手続の明文化（非訟75～78条、83条・84条）等の手続の基本的事項に関する規定を整備し、裁判結果に利害関係を持つ者の参加制度（非訟20条・21条）、記録の閲覧謄写（非訟32条）、不意打ち防止のための諸規定の創設（非訟52条、59条③、69条・70条）、専門委員制度（非訟33条）、電話・テレビ会議システム（非訟47条）、和解・調停制度の創設（非訟65条）等の当事者等の手続保障の拡充とその利便性向上のために諸制度を創設するとともに、国民に分かりやすいものにするため現代用語の表記に改められた。

他方、家事事件手続法も、国民にとって利用しやすく現代社会に適合した内容にするため、前述したように、管轄（優先管轄（家事5条）、移送等（家事9条））、当事者及び代理人（家事17条、19条、22条）、手続の非公開（家事23条）、職権探知主義（家事56条）、不服申立て等（家事85～98条、288条）、遺産分割以外にも調停条項案の書面による受諾が可能（離婚・離縁は適用除外）になり（家事270条）、家事審判の手続における子の意思の把握等、子どもの立場が強化された（家事65条）。このように家事審判及び家事調停の手続の基本的事項に関する規定が整備され、参加（家事41条・42条）、記録の閲覧謄写（家事47条、254条）、陳述の聴取（家事65条、68条）等の手続保障に資する規定がより充実し、電話・テレビ会議システムによる手続（家事54条）及び高等裁判所における調停等、合意に相当する審判（家事277条）、調停に代わる審判（家事284条）、不服申立て等（家事288条）、その利便性向上のために改革されている。この家事事件手続法の成立によって、今後、国民が利用しやすい制度になったと期待されている。

※最後に、本稿英文タイトル中の「家事事件手続法」の公認された英文訳を、本稿執筆時に確認できなかった。そこで仮訳として、Law for Domestic Proceedingsを本稿では使用した

が、将来、公認の英文訳が確定した際には、その英文訳に従いたい。

参考文献

1. 日本調停協会連合会編『五訂 調停委員必携（家事）』（日本調停協会連合会、平成22年）
2. 家事事件 (<http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/index.html>)
3. 金子修編著『一問一答 家事事件手続法』（商事法務、平成24年）
4. 金子修編著『一問一答 非訟事件手続法』（商事法務、平成24年）
5. 静岡県司法書士会調停センターふらっと編『実践ADR～調停センター“ふらっと”の挑戦～』（民事法研究会、平成23年）
6. 飯田邦男『こころを読む実践家事調停学 改訂増補版』（民事法研究会、平成20年）
7. 飯田邦男『こころをつかむ臨床家事調停学』（民事法研究会、平成21年）
8. 吉田勇『紛争解決システムの新展開（熊本大学法学会叢書9）』（成文堂、平成21年）
9. 吉田勇『対話促進型調停論の試み（熊本大学法学会叢書11）』（成文堂、平成23年）
10. 平田勇人「家族関係の紛争処理（第15章）」中川淳・小川富之編著『家族法』（法律文化社、平成25年）269～286頁